

有料職業紹介事業返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、就職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より以下の割合に応じて返金いたします。

- ・入社後1ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の80%
- ・入社後2ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の50%
- ・入社後3ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の20%

なお、求人者の事由に起因する退職もしくは求人者の都合による解雇の場合等、上記事由以外では手数料の返還はいたしません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。